

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案委員会修正要旨

一、債権の買取価格

1 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（以下「機構」という。）が債権の買取を行う場合の価格は、適正な時価によるものとし、東日本大震災の発生直前の当該債権の価額に、対象事業者の事業の再生を図る観点から東日本大震災によるその被害の状況等に応じて主務大臣が支援基準で定める割合を乗じて得た額を基本とする。

2 1の適正な時価の算定に当たっては、再生支援を開始した後における対象事業者の経営状況の見通し等についても勘案することができる。

二、債権の管理及び処分

1 機構は、対象事業者に係る債権のうち買取を行ったものの管理及び処分に当たっては、当該買取の価格がその債権額を下回る場合においては、当該対象事業者の経営状況等を考慮し、特別の事情がない限り、その差額に相当する額について、当該対象事業者の債務を免除しなければならない。

2 機構は、対象事業者に係る債権のうち買取を行ったものについては、当該対象事業者の東日本大震

災による被害の状況、経営状況等を考慮し、特別の事情がない限り、当該買取りを行った後の一定期間、その弁済を猶予しなければならない。

3 機構は、1によるほか、2の一定期間の経過後、同項の債権については、当該対象事業者の経営状況等を考慮し、特別の事情がない限り、当該対象事業者の債務を免除するよう努めなければならない。

4 機構は、対象事業者に係る債権のうち買取りを行ったものの管理及び処分にあつては、当該対象事業者の経営状況等を考慮し、特別の事情がない限り、当該債権に係る保証人に対する保証債務の免除、当該債権に係る物上保証人に対する担保の解除その他の当該対象事業者の債務の保証に係る負担その他これに類する負担の軽減に資する措置をとらなければならない。